

## 工事及び業務委託契約等最低制限価格制度の導入について

財政部管財課

現在、建設工事及び建設関連業務委託の条件付き一般競争入札において、最低制限価格を導入しておりますが、指名競争入札においても、適切な履行、ダンピング受注の排除、労働環境の確保、下請負業者へのしわ寄せの防止、安全管理体制の確保、事業者の健全で安定した経営環境の確保などを目的として最低制限価格を令和 8 年 4 月より導入します。

### ■対象となる業務及び最低制限価格の算出方法

契約ごとの予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に、下記の割合を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。

- (1) 建設工事の請負契約・・・・・・・・・・100 分の 80
- (2) 建設関連業務委託に係る請負契約・・・100 分の 75
- (3) 警備及び清掃業務に係る請負契約・・・100 分の 85
- (4) 製造の請負契約・・・・・・・・・・100 分の 70
- (5) その他の請負契約・・・・・・・・・・100 分の 65

※上記の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100 分の 60 から 100 分の 92 までの範囲内で適宜の割合とします。

### ■落札者の決定

最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格の申込みをしたものを落札者とします。

### ■導入時期

令和 8 年 4 月 1 日施行